

# IT勉強会と行政

行政をHackせよ。

## 行政Hackのツボ

世の中に対し、  
どう役立つか。

説明できればOK.

# 本日のトピック

1. 自己紹介
2. IT勉強会と憲法・法律
3. IT勉強会と行政窓口

# 1. 自己紹介

ニックネーム: shino

ID:freedomcat

筆名:しばむらしのぶ



shino  
shino@freedomcat.com  
Powered by Iddy.jp  
RSS 配信中

## shinoのときどき日記

Code FireFox Greasemonkey Winアプリ  
tumblr twitter wiki キリスト教 タグ ニコニ  
ン プロバイダ 勉強会 生活 育児 読書 近況 雑文

過去の日記 2009-05 Go



Wiki ばな ソコダネット > 自己紹介 > shino

編集 | 戻る

英大・小文字の区別 |

## 自己紹介/shino - Wiki ばな ソコダネット 設置者

# 1. 自己紹介 職業・興味編

- ・元 派遣プログラマ
- ・現在 専業主婦
- ・たまにダンドリスト
- ・IT系ではwiki界隈の動向に興味あり

# 1. 自己紹介 IT系勉強会履歴

- 2002年頃 Java読書会  
(お世話になりました)
- 2004年～現在 Wikiばな <http://wikibana.socoda.net/>  
(ダンドリスト)
- 2009年3月 横浜へなちょこプログラミング勉強会  
(立ち上げサポート。参加はしてない。ごめん)
- 2009年6月 勉強会カンファレンス2009  
(受付ダンドリスト・発表) ← [いまここ](#)

# ちよつとCM

## 『パターン、Wiki、XP』

江渡浩一郎 著 / 技術評論社 刊

発売予定日: 2009/7/9(木)

→記念に、Wikiばなを開催予定！  
(開催日・詳細は未定)



## 2. IT系勉強会と憲法・法律

IT勉強会は行政分野では  
「社会教育」「生涯学習」  
あたりでHackするが吉。

という感触。

## 2. IT系勉強会と憲法・法律

■法律体系 (from Wikipedia:社会教育法)

- 一 日本国憲法
- 一 教育基本法
  - + 社会教育法
  - + 学校教育法

# 日本国憲法

## ”第二十三条

学問の自由は、これを保障する。”

## ”第二十六条

すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。”

## 2. IT系勉強会と憲法・法律

■法律体系 (from Wikipedia:社会教育法)

一日本国憲法

一**教育基本法**

十社会教育法

十学校教育法

# 教育基本法 教育の目的

## ”第一条

教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。”

# 教育基本法 生涯学習の理念

## ”第三条

国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。”

# 教育基本法 国・地方公共団体の努め

## “第十二条 2

国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。”

## 2. IT系勉強会と憲法・法律

■法律体系 (from Wikipedia:社会教育法)

一日本国憲法

一教育基本法

＋社会教育法

＋学校教育法



# 社会教育法 この法律の目的

## ”第一条

この法律は、教育基本法の精神に則り、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的とする。”

# 社会教育法 社会教育の定義

”第二条 この法律で「社会教育」とは、学校教育法 に基き、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む。)をいう。”

# 社会教育法 地方自治体の任務

”(市町村の教育委員会の事務)

## 第五条

市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。”

# 社会教育法 地方自治体の任務 2

## ”第五条

八 職業教育及び産業に関する科学技術指導のための集会の開催並びにその奨励に関すること。”

# 社会教育法 地方自治体の任務 3

## ”第五条

九 生活の科学化の指導のための集  
会の開催及びその奨励に関すること。  
”

# 社会教育法 地方自治体の任務 4

## ”第五条

十 情報化の進展に対応して情報の収集及び利用を円滑かつ適正に行うために必要な知識又は技能に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。”

# 3. IT勉強会と行政窓口

- (1) どこにどんな行政(自治体)施設があって、  
どんな設備を借りられるか知りたい
- (2) 自分たちが勉強をする場として、  
場所・設備を借りたい
- (3) 勉強会で勉強した成果をもって、  
社会に奉仕/講習会などをしたい
- (4) 団体(IT勉強会)・企業・自治体で連携して  
地域に奉仕貢献したい
- (5) 団体(IT勉強会)・企業・自治体で連携して  
地域の経済・産業の活性化に貢献したい

# 3. IT勉強会と行政窓口

(1) どこにどんな行政(自治体)施設があって、  
どんな設備を借りられるか知りたい

●自治体体制・施設リスト(自治体配布)が  
町内会館などを含め、大から小まで網羅されている。  
利用要件・備品までは触れられていない。

●「生涯学習課」(区・市役所)の窓口にお問い合わせ  
る。(プロジェクタや印刷機などの備品を借りられるこ  
ともある)

●最近ではネットでもリストや  
予約システムが出てくることもある



# 3. IT勉強会と行政窓口

(2) 自分たちが勉強をする場として、場所・設備を借りたい

- 勉強会の名前を決める。
- 勉強会の代表者を決める。  
(代表者と申込者の2名分の情報があるところもある)
- おおまかな参加者数をみつめる。

以上。(主たる内容を書類に書く場合もある)

→地区センター、自治会館、福祉会館  
などの施設窓口に直接行き、手続きする。

# 3. IT勉強会と行政窓口

(3) 勉強会で自学自習した成果をもって、  
社会に奉仕/講習会などをしたい

例: アマチュア無線団体(災害時の奉仕)、  
IT系は基礎的なレベルのものが多い

●「社会教育関係団体」「生涯学習団体」などに  
登録する

- ・地域内に住居する会員数があること(〇人以上など)
- ・会則や規約があること
- ・会計がオープンであること
- ・法人/任意団体は問わない。ただし営利ではないこと。

# 3. IT勉強会と行政窓口

(4) 団体 (IT勉強会)・企業・自治体で連携して  
地域に奉仕貢献したい

- コミュニティ課、市民活動センター、  
ボランティアセンターなどの  
自治体窓口にご相談する……とよいらしい

# 3. IT勉強会と行政窓口

(5) 団体 (IT勉強会)・企業・自治体で連携して  
地域の経済・産業の活性化に貢献したい

例: LOCAL (北海道) や島根OSS協議会、  
TDC (東北デベロッパーズコミュニティ)

●自治体の広報誌や年度の自治体政策方針などを  
よくチェックし、絡める窓口を探す……とよいらしい

件名: Re: [metacon:382] セッション2: 勉強会がつなぐ世界 metacon2009

まっちゃんwrote:

- > ■可能であれば、地方と自治体との取り組みとして
- > LOCAL (北海道) や島根OSS協議会、TDC (東北デベロッパーズコミュニティ) の
- > 方たちのお話もお聞きしたいですー

……わたしもお話、お聞きしたかったなあ～。次回勉強会カンファレンスに期待

以上、ご静聴ありがとうございました。